

第4回調布市一般廃棄物処理基本計画策定委員会 議事要旨

- 1 開催日時：令和4年5月27日（金）午後4時00分から5時00分まで
- 2 開催場所：Zoom開催（事務局：クリーンセンター1階展示・学習室）
- 3 委員出欠：出席9人，欠席1人
 - ・出席委員：永井委員長，江尻副委員長，山根委員，渡邊委員，相田委員，長岡委員，佐々木委員，黒木委員，田波委員
 - ・欠席委員：岡ノ谷委員
- 4 事務局：三ツ木，雨宮，中島，東澤
- 5 傍聴者：2名

【議事次第】

- 1 議題
 - (1)基本理念・基本方針について
 - (2)重点施策について
 - (3)第5回策定委員会に向けて

2 閉会

配付資料

- 資料1 基本理念・基本方針の設定までのプロセスについて（確認）
- 資料2-1 基本理念・スローガン及び基本方針の案について
- 資料2-2 基本理念の実現に向けた各主体の役割と施策体系（案）について
- 参考資料1 基本理念・スローガン及び基本方針に関する各委員ご意見一覧
- 参考資料2 主な施策に関する補足（次回策定委員会に向けて）
- その他資料 調布市一般廃棄物処理基本計画策定委員会委員名簿（令和4年度版）

開会（16時00分）

事務局（東澤） 定刻となりましたので、ただ今から第4回調布市一般廃棄物処理基本計画策定委員会を開始します。前年度同様、今回もオンラインを活用した形での開催とさせていただきます。永井委員長他3名の委員の方々と事務局は、クリーンセンター1階展示・学習室から参加しています。どうぞよろしくお願いいたします。本日は岡ノ谷委員から欠席のご連絡をいただいています。また、後ほどごあいさつをいただきますが、令和4年4月1日付で環境部長に着任しましたBが、今回から市職員として、策定委員会委員として参加します。名簿につきましては「その他資料」としてお配りしていますので、後ほどご確認ください。それでは開会するに当たり、永井委員長から一言お願いします。

永井委員長 本日は出席者が過半数に達しており、調布市一般廃棄物処理基本計画策定委員会設置要綱第6第2項に定める、委員の出席定数を満たしています。また、本委員会においてはオンラインの傍聴を可能としています。傍聴希望者の有無について事務局から報告をお願いします。

事務局（東澤） 今回はオンラインでの傍聴希望者は2名いらっしゃいます。

永井委員長 本日の傍聴希望者は2名とのことですので、傍聴を許可してよろしいか伺いたいと思います。皆さん、よろしいでしょうか。

（異議無しの声）

永井委員長 それでは、傍聴を許可します。早速次第に沿って進めたいと思います。調布市環境部では、新型コロナウイルスの感染症対策として、複数人が集まる会の開催は1時間を目安に行っているということですので、今回の策定委員会も、なるべく1時間を目安として行う予定です。円滑な議事の進行にご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。それでは、今回から市職員枠として策定委員会に携わっていただきます。G委員から一言ごあいさつをいただければと思います。よろしくお願いいたします。

G委員 ただ今ご紹介をいただきました、調布市環境部長のGです。岩本の後任として着任をさせていただきました。この基本計画に関しては、ごみ行政にとって非常に大事な基本計画です。ぜひ皆さまのお力をいただきながら、策定に取り組んでまいりたいと考えていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

永井委員長 ありがとうございます。続いて、前回まで参加しておられました岩本

委員が、このたび環境部の副参事となられ、引き続き策定委員会に携わっていただくことになったそうです。本日はご都合により欠席ということですが、事務局からご紹介をお願いしたいと思います。

事務局（東澤） 前回の委員会まで委員として参加しておりました岩本が、このたび環境部にて資源循環型社会形成推進担当副参事となり、引き続き事務局として計画策定に携わってまいります。また皆さまとお目に掛かる機会も多いかと思しますので、どうぞよろしくをお願いします。

永井委員長 それでは事務局は、議題に入る前に配付資料の確認をしてください。

事務局（東澤） 配付資料の確認をします。本日の資料は6種類です。資料1「基本理念・基本方針の設定までのプロセスについて（確認）」、資料2-1「基本理念・スローガン及び基本方針の案について」、資料2-2「基本理念の実現に向けた各主体の役割と施策体系（案）について」、参考資料1「基本理念・スローガン及び基本方針に関する各委員ご意見一覧」、参考資料2「主な施策に関する補足」、その他資料「調布市一般廃棄物処理基本計画策定委員会委員名簿」です。資料の不足などがありましたら画面共有で資料を映しますので、そちらをご覧くださいますようお願いします。なお、参考資料1において、B委員のお名前の漢字を誤って表記していました。大変申し訳ございませんでした。

1 議題

(1)基本理念・基本方針について

永井委員長 それでは、早速議題に沿って進めたいと思います。議題1、基本理念・基本方針についてです。事務局から資料の説明をお願いします。

事務局（東澤） 資料1「基本理念・基本方針の設定までのプロセスについて」をご覧ください。こちらは、次期基本計画を策定していく上で特に重要となる、基本理念・基本方針設定までのプロセスについて、第2回から継続して図示しているものです。ここで1点、事務局から確認・訂正事項があります。現行計画は、「ごみの発生抑制を最優先とし、循環型社会の構築を目指す」という基本的な考えの下で、具体的に体现していく合言葉・キャッチフレーズとして、「未来のため 地球のため さらに減量・リサイクル ～みんなではぐくむ『もったいない』の心～」を掲げてきました。本策定委員会を設置して以降、次期基本計画の策定に当たっては、まずは他の自治体の事例を参考とし、計画の根幹となる基本理念および基本方針の2つを設定していく方向性を、事務局側にて定めていました。しかし現計画で

は、この基本理念という表現は存在していなかったことから、事務局にて、これまでの「未来のため 地球のため さらに減量・リサイクル ～みんなではぐくむ 『もったいない』の心～」という合言葉・キャッチフレーズを現行計画の理念と見なし、皆さまに、計画における基本理念・基本方針の設定に向け協議いただきました。

しかし、キャッチフレーズはあくまで計画の目的を実現するための合言葉とも取れ、理念と見なすには少々曖昧な表現とも読み取れること、また、現計画にて基本的な考え方である「ごみの発生抑制を最優先とし、循環型社会の構築を目指す」というキーワードが、現在の計画の期間を通じて普遍的なテーマであることを踏まえ、正副委員長にご相談し再考した結果、この基本的な考え方である「ごみの発生抑制を最優先とし、循環型社会の構築を目指す」というテーマを、現行計画の基本理念と見なすよう訂正させていただきます。この訂正を反映させた箇所については、資料1の水色のラインで強調しています。この件については、皆さまには事前に個別説明をさせていただきましたが、改めて訂正についてご報告させていただきます。混乱を招いてしまい、大変申し訳ございませんでした。なお、これまで協議いただいた内容は継続し、新計画につきましては、改めて基本理念とキャッチフレーズの下にスローガンとして、基本方針の3点について新たに設定していきたいと思っております。

資料1に戻ります。前回の第3回策定委員会で、計画期間および取り組むべき課題と方向性の整理を策定しています。

当初の予定では、今回の第4回策定委員会にて基本方針の他基本理念までを定めることとしました。その件につきましては参考資料1のとおり、第3回委員会後に、皆さまから幅広い視点でご意見をいただいたところです。また、ここ数年で環境問題や災害等で廃棄物を取り巻く状況は大きく変化し、従来の考え方では理念を立てにくいといった状況にあること、また、新たにスローガンを策定する必要が生じたことも踏まえて、事務局にてスケジュールを再検討した結果、計画の根幹となる基本理念については、十分に議論を重ねた上で慎重に抽出していく必要があるとしました。そこで今回は、基本方針および重点施策について協議していただき、基本理念とスローガンについては並行して検討事項ということで、次回の第5回策定委員会をもって設定するよう、スケジュールを変更させていただきました。新たな基本理念については、現行計画の基本的な考え方、言い換えれば理念となり得る「ごみの発生抑制を最優先とし、循環型社会の構築を目指す」という方針については継承しつつ、時代に合った基本理念として慎重に決定するため、十分にご議論をいただきますようお願いしたいと思います。説明は以上です。

永井委員長 資料1の説明について、何か質問・ご意見等はありませんでしょうか。どうぞ。

江尻副委員長　　今、事務局からお話がありましたように、基本理念、それからキャッチフレーズ、これはスローガンとおっしゃっていましたが、そういったことでの整理をもう一回していただいたということは、非常に今後の議論をしていく上で良かったなと思っています。実際私もこれまで、よく理解が実はできないままに来て、事務局が何を求めているのかということが、なかなか曖昧な中で意見を出していたという部分がありまして、もっと早く私も質問すれば良かったなと反省をしているところです。きょうの説明の中で、基本的な考え方というか前計画ですけれども、基本理念とされるようなことをもう一回考えたかどうかというところが出たことは、大変はっきりとして良かったと思っています。

前計画のときから合わせて10年たって、変わってきたところがあるのが、循環型社会という言葉です。10年前は循環型社会で良かったのだらうと思います。ただ、SDGsという言葉も出てきて、サステナブルという言葉も一般的になってきている社会の中で、やはりここは、持続可能性の社会とか持続可能な社会といった、「持続可能な」ということを少しうたうような基本理念としたら世界的になるかなと、今、お話を聞きながら少し思いました。循環型社会と、それから生物多様性、低炭素。この3つを合わせて持続可能な社会と考えられているわけですけれども、私たちが作っている計画は廃棄物の計画ですので、そういう意味では循環型社会において決して間違いではないと思うのですが、さまざまな関連の事柄を考えますと、ここは循環型というところで、いわゆる資源とかごみとかという部分だけに着目するのではなくて、少し広げたところで環境全般を考えていくほうが、ふさわしいのではないかと思っています。

狭くしていきますと事務局の仕事は少なくなっていくのかもしれませんが、少し広げることによってお仕事は大変になるかもしれませんが、そこは少し頑張ってくださいということで、ぜひここは持続可能な社会ということで、皆さんも考えていただけるといいかなと感想も含めて思いました。以上です。

永井委員長　　ありがとうございます。それにつきまして、何かご意見はありますでしょうか。いかがでしょうか。きょうのご意見を受けまして、次回に向け内容を検討していただきたいと思っています。

資料2-1と2-2の説明をお願いします。この資料は、議題1の内容と議題2の重点施策についての内容も含まれますので、併せて説明をしてください。

(2)重点施策について

事務局（東澤）　　資料2-1、2-2のご説明をします。資料2-1「基本理念・スローガン及び基本方針の案について」をご覧ください。こちらは前回の第3回策定委員会において、皆さまに宿題として提出をお願いした基本理念・スローガン、基本方針などの案やキーワードをまとめたものです。この中でサーミューラー・エコノ

ミーと誤植がありました。申し訳ございませんでした。こちらの、それぞれの委員からいただいた案やキーワードの紹介につきましては、参考資料1「基本理念・スローガン及び基本方針に関する各委員ご意見一覧」に取りまとめています。資料の左手には、基本理念・スローガンについて抜粋したご意見を掲載しています。内容としましては、持続可能な社会・サステナビリティ、資源循環・リサイクルといった、地球環境保全・社会のあり方に関するもの。多摩地域のトップランナー、協働、技術革新・新システムの構築といった、取組のあり方に関するもの。もったいない、未来につなぐ、将来世代・子どもといった、分かりやすい・身近なイメージを伝えるもの。この、大きく3つの部分にまとめさせていただきました。

資料1についてご説明しましたが、今回の第4回策定委員会の中で、基本理念の決定まで進めていく予定でしたが、皆さまから非常に多岐にわたるご意見やアイデアをいただいたことや、廃棄物行政を取り巻く状況が目まぐるしく変化していること、また、新たにスローガンを設定することを踏まえ、本日これからご説明します基本方針についての協議の内容やご意見を反映する形で、次回の第5回策定委員会にて、事務局案を提示し決定していただきたいと考えています。

なお第5回策定委員会で、暫定的に基本理念・スローガンを設定しますが、確定ではなく、第6回以降の策定委員会の協議内容により、柔軟に事前修正できるよう進めていきます。ここままで、何かご質問などはありますでしょうか。進めさせていただきます。

続いて資料の右側です。「2 基本方針について」をご覧ください。こちらは、第3回策定委員会で決定した4つの方向性、および参考資料1で見えていただいた委員のご意見を基に、基本方針案として事務局でまとめた内容となります。おおむね「ごみの排出・発生抑制に向けたライフスタイルの変革」、「資源化・リサイクル」、および「市民・事業者・行政の連携と協働」という方針案をいただいています。これらの案を反映させた形で事務局案としては図のとおり、基本方針の骨子として、基本方針ア「ごみの発生・排出抑制の推進」、基本方針イ「資源化の推進」、基本方針ウ「適正処理の推進」、基本方針エ「連携・協働の推進」の4点をお示ししています。

続けて資料2-2「基本理念の実現に向けた各主体の役割と施策体系（案）について」をご覧ください。資料の左側には、基本理念を実現するために、市民・事業者・行政の各主体が、それぞれで果たすべき役割をお示ししています。

市民の役割としては、ごみの少ない生活スタイルの実現を図る、資源・ごみの分別徹底、適正排出を行う、ごみの減量・資源化のための地域活動等への参加。

事業者の役割としては、資源消費・環境負荷の少ないサーキュラー・エコノミーの実現を図る、自ら排出する事業系ごみの減量、資源化を行う。

行政の役割は、公共サービスとしてのごみ・資源収集運搬体制の維持、充実、中間処理・最終処分体制の確保、市民・事業者への情報発信、普及啓発、各主体の自

主的な取組のコーディネーターとしての活動を支援，各主体の連携・ネットワークの促進に関する取組の実践となります。

この，市民，事業者，行政の3者が一体となり，基本方針案にひも付くそれぞれの施策を展開していくことで，基本理念の実現を目指すこととしています。

資料の右側をご覧ください。そこには1の資料に記載した基本方針の骨子を基に，より具体的に，基本方針案として主な施策案を提示しました。各施策案については，事前にご確認いただいていると思いますので，この場での紹介説明は控えさせていただきます。なお，基本方針アからウまでは，それぞれが具体的かつ独立した取組となりますが，基本方針エに関しては，その他全ての取組を実施していく上でのテーマとして想定しています。これら4つの基本方針案については，あくまで事務局からの提案です。それぞれの方針の名称や優先順位，列挙されている具体的な施策等に関しては，修正・追加など，皆さまからの自由なご意見をいただいた上で確定し，その後，重点施策について協議いただきたいと思います。なお，黒い丸は個々の施策を，白い丸は施策の区分を示しています。

永井委員長　重点施策を決定する前に，記載されているそれぞれの方針の名称や優先順位，施策等について，ご意見のある方はご質問をしてください。

E委員　よろしいでしょうか。

永井委員長　どうぞ。

E委員　むさし野紙業のEです。資料2-2の各主体の役割で，古紙に関することの役割というか，行政に関することになるかと思うのですが，基本方針イの古紙類の分別で，それ以外の集団回収等でごみの収集などを行っているとは思いますが，特にこの中で，やはり集団回収や拠点回収というのは，すごく重要になってくると思います。現在私どもの事業所に入ってくるのも，集団回収や拠点回収のものが入ってくるのですが，年々減ってきています。これが増える見込みというのもないので，ここをどうにか増やしていくことによって厚いものになっていけば，基本理念の中での行政というの，もう少しうまく役割を果たしていけるのかなと思うので，この部分を重点的に設定するという意見をさせていただきたいと思います。

事務局（雨宮）　ありがとうございます。今までは重点施策の前の段階ということでご意見をお伺いしていたのですが，重点施策にふさわしいのではないかとということで意見を承りましたので，よろしくお願ひします。

永井委員長　その他はいかがですか。

A委員 当初の予定の、上の理念のほうから設定していくということではなくて、少し逆転してしまっているところで、若干のやりづらさというのがあるかもしれませんが、私はこの基本方針の置き方というところは、つまり、これまで議論してきた要素が入ってきているところだと思いますので、この内容でよろしいのではないかなと考えています。以上です。

永井委員長 ありがとうございます。それではD委員、お願いします。

D委員 Dです。よろしくお願いします。基本方針の中のウの部分にあります、適正処理の体制の維持というところの項目の、ふじみ衛生組合が、もうすぐ建物更新という時期に入るといふ計画があります。そこに向けて策定委員会の中でも、新しい施設ができるということで、処理するものなどの処理の内容についても重点的に検討して、しっかりした方針を出したいと考えています。以上です。

江尻副委員長 江尻です。すみません、また発言させていただきます。

永井委員長 どうぞ。お願いします。

江尻副委員長 基本方針ウの重点施策の設定にある、最後の緊急的事態への対応のところ、黒丸が2つあり、災害廃棄物の処理と、感染症拡大や経済的変動への対応と書いてあります。特に感染症については、これは私たちも、初めての体験をしていることがそれぞれ多いので、試行錯誤をしながらというのがあるとは思いますが、災害廃棄物に関しては再三私もお願いしてきているのですが、災害廃棄物処理計画はできていません。調布市に聞きますと、マニュアルというものがあって、マニュアルのそこに置き替えていると言うのですが、マニュアルはマニュアルであって、計画は計画だと思っております。東京都で、5～6年前になるのでしょうか、私も策定には関わったのですが、東京都でやはり災害廃棄物の処理計画を作りまして、それに対応する形で市区町村の災害廃棄物処理計画を作りますと。特にその中で言っているのは、同じ言葉を使っていきましょう、同じ書式の文書を使っていきましょうということで、実はこれは、手間を省いたり時間的なコストを削減していくために、災害時には非常に有効なことだと思っております。実はそのマニュアルには、そこはもちろんありません。なぜかといいますと、東京都が出す前に国が出しているのですが、その計画ができる前にマニュアルができています。だから調布市が先行して、地域防災計画の中から特に災害廃棄物についてのマニュアルを作ったということは、とても自慢できることであるのですが、少しその流れが逆転してしまっているという部分がありますので、災害廃棄物の処理と同時に、災害廃棄物処理計画を作るということを明確に出していただきたいと思っています。以上です。

永井委員長　　どうもありがとうございます。

A委員　　皆さん重点施策のところでは言及がありますので、私からも発言しますが、けれども、この中に基本方針がありまして、エの市民・市民団体・事業者との協働というところは、私はかなり大事になってくるかなと考えています。といいますのも、基本方針のアからウにつきましては、やはりそれぞれの主体が単独でやっているのでは、なかなか効果的な成果が上げられないと思われまので、行政や事業者、それから市民、そういった各主体が連携・協調を図ることで、全体の計画がより円滑に進んでいくのだろうと考えています。ですので、市民の側からも、自分たちが主体的になって頑張るとというのが当然必要にはなるのですが、それを企業や事業主、あとは行政、市民でも、それぞれの立場からどういった協力をしていただけたらかなというところでは、すべきことを頑張るということをやっていただけたらと思います。

逆にいうと、どういう形で市民の側から行政、事業者・事業主の取組に関わっていただけるのかです。市民といっても何か自治会みたいなものがあればいいのですが、そういった団体がなかったり、最近はやはり市民一人一人の個人的な動きというものが多くなってきていますので、そういったところをどのように巻き込んでいくのかです。PR や普及啓発の媒体もありますけれども、どうやって市民一人一人の個に対して訴え掛けていくのか。そして、それを施策として取り込んでいくのかということ、そこは行政のほうにも一緒になって考えていけるような何かの体制づくり、仕組みづくりというのができればいいかなと考えています。どのようにして、この協働・連携を進めていくのかというのは大事かと考えています。私からは以上です。

永井委員長　　B委員，どうぞ。

B委員　　市民代表委員のBです。よろしく申し上げます。私はこの重点施策の中で、アとイにプラスチックのことが書かれているので、そこについて若干触れたいと思います。私は基本方針の重点施策のなかに「プラスチック」の文言を入れ込むことに賛成です。賛成の理由について触れたいのでお時間をいただきたいと思えます。まず第一に調布市は令和2年4月から、「CHOFU プラスチック・スマートアクション」を開始しています。第二に、江尻副委員長が会長を務めていらっしゃる、「調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会」の、去年11月19日付の長友市長宛ての建議の中にも、「プラスチックごみの減量と資源化」として対策を含め提案されています。第三に前回委員会の資料3においても新たな課題として、プラスチックの削減や資源化についてまとめられています。

さらに注目すべきことなのですが、今回第4回委員会の配付資料の中に、参考資料2の補足資料1というのがあります。皆さんも見てくださいと分かるのですが、令

和4年4月に施行された「プラスチック資源循環促進法」のご説明がなされています。調布市としても、これから種々対応を検討していくわけですが、プラスチック問題というものは避けて通れない重要課題です。避けて通れないというよりは、むしろ積極的に自治体として対応すべき問題だと私は考えています。それから今回の配布資料にあります参考資料2の補足資料2では、「サーキュラー・エコノミー」のことがコンパクトにまとめられています。とても参考になりました。

これに関連して、ネットを見ていましたら、今年の3月28日付で、「サーキュラー・エコノミー移行への第一歩」として「自治体と事業者の連携で取り組むプラ資源循環 東京都の取組と先進事例」という記事が出ていました。記事には、東京都が民間企業の協力で進めている、プラ回収・リサイクルに関する実証プロジェクトが紹介されています。その中で、東京都の環境局の資源循環推進部長がインタビューに答えていました。部長は、「プラ資源循環の推進は、東京都が掲げる「2030年カーボンハーフ」の流れに位置付けられた取組である」そして、「サーキュラー・エコノミーへの移行は、サプライチェーンにおける脱炭素化に貢献する」、また、「プラスチック資源循環促進法は、プラ資源循環を後押しする意義ある法律で、サーキュラー・エコノミーの実現に向けた第一歩になると期待している」、また、「プラ製品廃棄物を回収可能にする「一括回収」の取り組みは、回収を担う市区町村の財政負担が増加する場合も考えられる。東京都としてはプラ資源の一括回収に対する国の財政支援を要求しており、実現される見通し。自治体への支援事業を2022年度予算計上した」というような趣旨の発言をされていました。調布市としても対応を検討中だと思いますが、今までの容器包装プラスチックの回収に加えて、プラ製品も一括して回収するという取組が可能になるわけですが、それに伴って調布市の財政負担が増加する場合も考えられます。私は調布市民として、プラスチックごみの対応について、今後調布市がいろいろ施策を実行して下さることに期待しています。私は市民委員として応募した際の調布市との面談においても申し上げたのですが、2019年11月にドイツに出張しドイツにおける廃棄物処理やリサイクルの体制、それから自治体の役割、企業の対応などを調べる機会がありました。その際に、欧州では日本以上にサーキュラー・エコノミーの推進の観点が重視されていて、廃棄物処理やリサイクルが最重要テーマの1つになっていました。ドイツでは、1990年前半から、自治体が責任を負う公的な廃棄物処理システムのほかに民間によって作られた追加的な、つまり「二重の収集システム」である「デュアル・システム」と言うものがあります。特定のマークのついた容器包装廃棄物は、原則民間の収集システムである「デュアル・システム」が収集、選別、リサイクルを無料で行うシステムで、自治体の負担を軽減すると共に技術革新にも役だっており重要な役割を果たしています。調布市にとっても参考になる部分があると感じました。以上、少し長くなりましたけれども、プラスチックの収集や資源化の重要性について、重点施策の中に入れていただいているのは非常に良いことだと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

永井委員長　　どうもありがとうございました。前半にありました基本方針の名称をこれから決めていきますけれども、この名称について何かご意見が、最後になりますけれども、ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。Aさん、どうぞ。

A委員　　別に増やさなくても大丈夫だと思います。あまり増やしすぎると、ぼけて分かりづらくなっていくので、これぐらい4つあれば十分だと思います。以上です。

永井委員長　　どうもありがとうございます。

事務局（東澤）　　それでは、資料の右側に戻らせていただきます。それぞれの方針案にて黄色くマーキングされている、重点施策の設定についてですが、重点施策とは、それぞれの方針の軸、目玉となる施策であり、令和5年度から12年度まで8年間の新たな計画を進めていく上で、特に重要度が高い施策を設定していただくものです。こちらについては今、皆さまから多数ご意見をいただいたところですが、ご意見を踏まえまして、次回の第5回策定委員会をもって確定したいと思います。

永井委員長　　その他で何かご意見がありましたらお願いします。よろしいですか。

江尻副委員長　　江尻です。すみません、たびたび。資料2-2の左側の絵なのですが、市民、事業者、行政という、丸の中に3つを主体として掲げて描いてあるわけですが、市民は「市民と市民団体」、事業者は「事業者と事業者団体」と考えていいのでしょうか。市民と市民団体は異なりますし、事業者と事業者団体は違うと思います。そうしたときに、それを別々にする必要があるのかどうかということは、議論する必要が当然あると思うのですが、先ほどA委員から、市民の人が最近なかなか団体を組まないで個人で頑張っているというご発言がありました。全くそのとおりだろうと思うのですが、E委員からその前にご発言がありました集団回収団体、これは一つの市民団体と考えていいと思います。それから食ロスの問題などで、食ロスと一緒に考えていいのかどうかというのはありますが、例えば子ども食堂で活動をなさっている方たちというのは、市民ではなくて市民団体としての活動をしているというのが実際あると思います。そのようにして考えると、ここは「市民・市民団体」という丸の中に、1つにするのかです。

それから事業者も、例えば事業者は個人もありますけれども、商工会のような事業者団体もあるわけですし、会社の中で組合をつくっていらっしゃる事業者もいると思いますので、そういったことを考えると、ここは「事業者」としていいのか、

「事業者・事業者団体」とするのか、「事業者の中には事業者団体も含める」とするのか、というところを少し定義する必要があるかなと思います。この絵の意味を今の段階でどう考えていらっしゃるのかということ、説明していただければと思います。以上です。

事務局（雨宮） ご意見、ありがとうございます。今の現行の考え方ですと、市民、事業者は、それぞれ団体を含んだ考え方として、イメージとしてはつくっています。今ご指摘いただいたご意見等も踏まえまして、次回以降の検討委員会の中で、団体との関わり方も含めて、もう少し精査したものをご提示させていただいて進めていければと考えています。

江尻副委員長 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

永井委員長 その他は何かありませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、続いて議題の「3 第5回策定委員会に向けて」になります。事務局から説明をしていただこうと思います。

(3)第5回策定委員会に向けて

事務局（東澤） ありがとうございます。少しお話が戻りますが、先ほどの重点施策などにつきましては、本日協議いただいた内容を踏まえて次回の策定委員会にて、計画の根幹ともなる基本理念から始まる体系図の案を、皆さまにご提示させていただきたいと思います。引き続き、議題3のご説明に移らせていただきます。参考資料2「主な施策に関する補足」をご覧ください。参考資料2および次第の理念、計画策定のスケジュールについて、を併せてご覧ください。本日までの協議事項を踏まえて第5回目以降は、基本理念や基本方針、および重点施策について、計画、数値目標、施策や取組に関する事項などを含めた、具体的な基本計画案について協議していただくこととなります。

参考資料2につきましては、現在の廃棄物行政を取り巻く動向に関して、次の課題となる主な施策および関連事項について挙げたもので、ちょうど本日用いた資料2-2に提示した、主な施策・取組の中から関連する情報を補足した資料としています。1ページにて、国際的な動向であるSDGsや、国内にて食品ロス削減推進法、プラスチック資源循環促進法といった新たな法律が制定されたこと、調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会から昨年11月に提出された建議「さらなるごみの減量・資源化の推進について」の中で、プラスチック類、食品ロス、枝・草・葉、古紙類の減量や資源化について提言がなされたこと、また、令和2年度の組成分析調査結果を踏まえ、それぞれの関連事項について詳細を説明しています。例えば2ページ上部の、プラスチック類の発生・排出抑制の関連事項については、審議会からの建

議にて、「暮らしの中のプラスチックごみ削減」という具体的な提言がなされたこと、また、令和4年4月に施行されたプラスチック資源循環促進法に基づき、使用の合理化・削減が求められるとされたプラスチック製品も記載しています。また、5ページ6ページにつきましては、プラスチック資源循環促進法の概要およびサーキュラー・エコノミーの概要について、補足した資料としています。

本日はこちらに関しての協議事項はありませんが、次回以降の協議を円滑に進めていくため、大変恐縮ですが、委員の皆さまにおかれましては、第5回審議会までに事前にご確認いただきますようお願いいたします。説明は以上です。

永井委員長　ただ今の説明につきまして、何か質問等がありますでしょうか。B委員、どうぞ。

B委員　すみません。今のご説明の中で、参考資料2の3ページに関する質問です。この下のカラーの図のところなのですが、プラスチック資源促進法のイメージというのがあります。ここで、私にとってはすごく新鮮なところなのですが、製品プラの再商品化費用を自治体が持つというようなくだりがありますね。一番下の右側のほうですけれども、リサイクルするということに、日本容器包装リサイクル協会に対して、自治体が資金を支援するというようなイメージで描かれていますが、これは事実なのでしょうか。

事務局（雨宮）　ご指摘のとおり、製品プラの再商品化費用につきましては自治体のほうが負担するという形になっています。

B委員　そうなのですね。

事務局（雨宮）　この費用負担に関しましては、まだ制度が示されていないのですが、一部は特別交付税のようなもので充当されるというような情報も入っていますので、このような部分も含めて費用負担の定義につきましては、検討事項となると認識しております。以上です。

B委員　ありがとうございます。先ほどE委員さまのほうからご指摘があったように、集団回収という問題がありますよね。集団回収を重点的にしていただきたいという意見もありましたけれども、そのコストの問題です。これは、製品プラの再商品化費用を自治体が持つのか、それとも自治体が自分でやるのかという、多分そのような選択肢になるのだと思いますけれども、そのときに、日本容器包装リサイクル協会に対して出す費用と、自ら先ほど集団回収とかそのような方法でやる方法と、どちらが安いのかという費用感の問題が出てくると思うので、特別に調べてい

ただ必要はないですが、もし資料があれば、例えばどちらが安いのかという資料等があれば、お示しいただきたいなと思いました。

事務局（雨宮） ありがとうございます。その関連資料等につきましては、こちらのほうで検討させていただきまして、出来上がり次第ご提示をさせていただきたいと思います。

B委員 ありがとうございます。

永井委員長 その他は、ありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、最後になりますけれども、次回の第5回の策定委員会の予定について、事務局から説明をお願いします。

事務局（東澤） 次回の第5回策定委員会の日程ですが、令和4年の7月頃の開催の予定としています。開催日につきましては、後日委員の皆さまのご予定を確認して決めさせていただきます。改めて皆さまにご連絡させていただきますので、よろしくをお願いします。なお、本日の策定委員会全般を通しまして、後からご質問事項や確認したいことなどが生じましたら、事務局までメールなどでお知らせいただければと思います。よろしくをお願いします。

永井委員長 それでは、本日の第4回策定委員会は、これで終了します。皆さま、どうも、お疲れさまでした。

（閉会 17時00分）